

西浜・弁天地区における海浜植物等保護について

24. 8.

1. 進め方

現在当センターで自主的に車乗り入れ防止柵を設置している港湾隣接区域（現石狩市管理）、一般公共海岸区域（現札幌建設管理部管理）を占用し、石狩市海浜植物等保護条例に基づく海浜植物等保護地区に指定する。そのため、現条例の一部改正を検討中。

2. 対象範囲 別図①（裏面）の植生エリア

3. 保全に係る規制項目 案

（×：禁止 △：行為の制限（許可申請） ○：規制なし）

地区における行為の規制	河口地区・聚富地区	弁天・西浜地区（仮称 普通地区）
工作物の新築	×	×
立木の伐採	×	×
植物の採取	×	○（個人による山菜採り等軽微なもの）
広告物等の掲示、設置	×	×
家畜の放牧	×	×
火入れ、たき火	×	×
車馬の乗り入れ、航空機の着陸	×	×
動物を放し、植物を植栽し、又は種子をまく行為	×	×
土砂やごみ等の投棄	×	×
行商、募金その他これらに類する行為	△	△
業として行う写真又は映画等の撮影	△	△
興行、競技会、集会、展示会等	△	△

※禁止行為であっても、環境保全を目的として市長が行う行為、又、環境保全目的で市長が認める行為は許可。

4. 保全の方法

現在の単管とロープ（一部ワイヤー）による柵を継続して維持管理。

保護地区を示す看板を設置。

監視員による監視。

別図

